

桜井市立保育所・幼稚園の再編に向けて

基本計画

令和3年12月

桜 井 市
桜井市教育委員会

目 次

1. はじめに	1
(1) 背景と目的	1
(2) 基本計画の位置づけ	2
2. 保育所・幼稚園の現状と将来見通し	4
(1) 市内保育所・幼稚園等の現状	4
(2) 就学前の子どもの数の将来見通し	5
(3) 市立保育所・幼稚園施設の現状	6
3. 桜井市の市立施設整備計画	7
(1) 計画策定の基本的な考え方	7
(2) 認定こども園の配置・整備	8
① 施設数	8
② 施設の規模	8
③ 施設の配置	10
④ 既存施設の閉園	10
(3) 施設整備スケジュール	12
(4) 整備に伴う関連事項	13
(5) 計画の具体化に向けて	15

1. はじめに

(1) 背景と目的

急速な少子化が進むなか、核家族化や地域のつながりの希薄化により子育てに不安や孤立感を覚える家庭が増えている傾向にあり、また、共働き家庭の増加や就労環境の多様化などによる子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化が著しくなっており、保育所や幼稚園が果たす役割はさらに重要となっています。桜井市では、これらの変化に対応すべく、保育所・幼稚園に通うそれぞれの子どもにあった教育・保育が受けられるように取組を進めてきました。

本市の市立の保育所・幼稚園では、大きく2つの課題を抱えています。ひとつは、少子化です。市立保育所・幼稚園に通う子どもは減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しく、この状況は今後も加速すると考えられます。もうひとつは、施設の老朽化です。市立保育所・幼稚園の多くは老朽化が進み、施設の修繕費が膨らんでおり、安全性の確保に向けた検討が必要となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成31年3月に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、将来の就学前教育・保育を進める上での基本的な視点、運営形態や規模等、就学前教育・保育の取組方針を明らかにしました。

基本方針の具体化を図るため、令和2年度には市長からの諮問に基づき、学識者や地域・保護者の代表で構成される「桜井市立保育所・幼稚園のあり方検討委員会」において審議を重ね、「桜井市における就学前施設の今後の具体的な方策」についての答申を得ました。

本基本計画は、この答申を十分に踏まえつつ、当該基本方針に基づき、より良い就学前教育・保育環境の下で、本市の未来を担う子どもたちへの充実した教育・保育の実現に資することができるよう、その中核を担う認定こども園の整備に向けた具体的な方策として、施設数や設置場所、スケジュール等をまとめ、取組を推進していくことを目的としています。

(2) 基本計画の位置づけ

本基本計画は、望ましい就学前教育・保育環境を整備し、教育・保育の質のさらなる充実を図るために定めるものであり、その基本的な考えをまとめた「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」に基づき策定するものです。策定にあたっては、市総合計画等の方針に則り、また、他の関連する計画とも整合を図ることに留意しています。

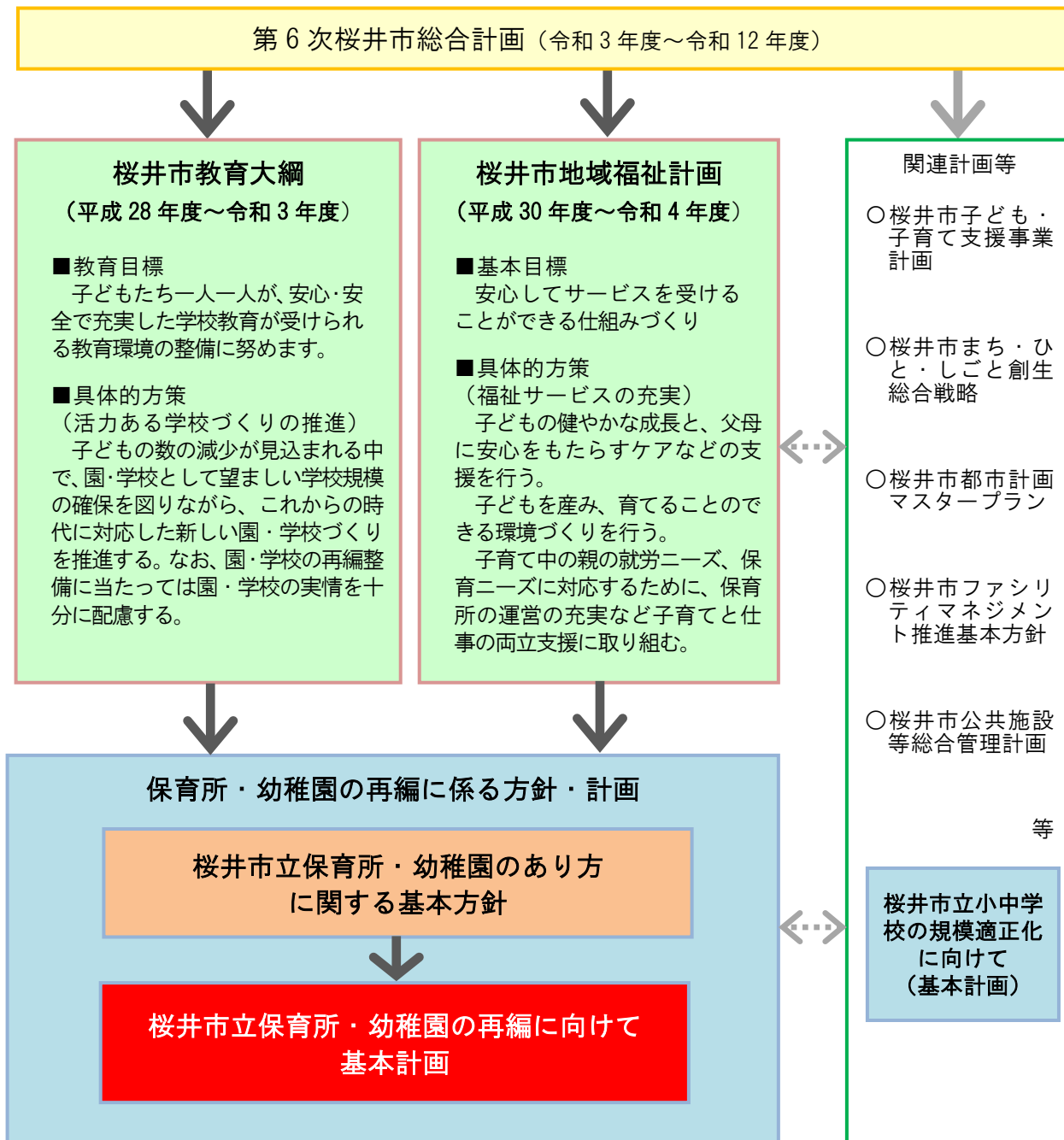


図 本基本計画の位置づけ

「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」(平成31年3月)の概要

(1) 就学前教育・保育を進める上での基本的な視点

- ① 子どもにとってより良い教育・保育環境を提供し、その環境を活かした教育・保育活動や集団活動の実現を最優先に就学前施設の整備を進める。
- ② 保護者の就労状況など多様なニーズに対応した柔軟な教育・保育サービスの提供や地域子育て支援を行う。
- ③ 保育所・幼稚園と小学校、家庭や地域が連携・交流を強め、小学校との連続性を意識した就学前教育のさらなる質の向上を図る。
- ④ 市立施設と私立施設とがそれぞれの特徴を活かして相互に連携を行う。

(2) 就学前教育・保育の取組の方向

- ① 従来の保育所、幼稚園単独施設から認定こども園への転換を目指す。
- ② 各クラスの子どもの数は、0歳児 9～12人、1歳児 10～15人、2歳児 12～18人、3歳児 15～20人、4・5歳児 20～25人を基本とし、施設の規模には若干の余裕を持たせる。
- ③ クラス数は、歳児別に複数クラスを確保することを基本とする。
- ④ 適正なクラス規模・数を満たすことを基本に、子どもと保護者の居住状況、通園時間や地域特性等を勘案し、適正な施設数と配置を検討する。
- ⑤ 認定こども園のクラス数は歳児別に複数クラスを確保し、2040年度に2～3施設を目指す。
- ⑥ 認定こども園による、就学前の教育と保育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない教育・保育を実施する。

(3) 推進上の留意点について

- ① 施設遠隔化による通園不便などサービス水準が著しく低下しないよう、駐車場整備や通園バス運行等の検討を行う。
- ② 新たな施設構成に対応し、一元化を目指した行政の組織改革の検討と、保育教諭（保育士・教員）の十分な数の確保と適正配置、資質向上に努める。

2. 保育所・幼稚園の現状と将来見通し

(1) 市内保育所・幼稚園等の現状

令和2年3月1日現在において本市には、保育所が6施設（市立4、私立2）、幼稚園が9施設（市立5、私立4）、認定こども園が1施設（私立1）、地域型保育事業所が2施設（私立2）、合計18の就学前教育・保育施設があります。

表 市内就学前教育・保育施設の子どもの数の現状

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
保育所	市立	桜井市立第1保育所	18	21	24	37	42	25	167
		桜井市立第2保育所	6	20	26	28	32	39	151
		桜井市立第3保育所	9	10	17	19	16	17	88
		桜井市立第5保育所	7	9	12	19	18	17	82
		小計	40	60	79	103	108	98	488
	私立	飛鳥学院保育所	32	46	72	66	73	68	357
		桜井学園	20	31	42	41	45	46	225
		小計	52	77	114	107	118	114	582
	保育所合計		92	137	193	210	226	212	1,070
幼稚園	市立	桜井市立三輪幼稚園			0	25	23	25	73
		桜井市立桜井西幼稚園			0	0	4	10	14
		桜井市立桜井南幼稚園			0	40	35	41	116
		桜井市立安倍幼稚園			0	0	12	11	23
		桜井市立織田纏向幼稚園			0	25	22	23	70
		小計			0	90	96	110	296
	私立	さくら幼稚園				85	75	75	235
		畿央大学付属幼稚園			0	10	16	15	41
		育成幼稚園			0	12	6	6	24
		大三輪幼稚園			0	12	16	22	50
		小計			0	119	113	118	350
幼稚園合計				0	209	209	228	646	
認定こども園	私立	桜井認定こども園三輪学園	22	28	29	21	17	6	123
		小計	22	28	29	21	17	6	123
地域型保育事業	私立	ドリーム保育園	5	7	8				20
		ひなたぼっこ保育園	3	1	1				5
		小計	8	8	9				25
市立合計		40	60	79	193	204	208	784	
私立合計		82	113	152	247	248	238	1080	
合計		122	173	231	440	452	446	1,864	

※桜井市調べ

※保育所はR2.3.1現在、幼稚園はR2.2.1現在、市外在住者を含む

(2) 就学前の子どもの数の将来見通し

全市の就学前の子どもの数は、現状の2,452人から20年後(2040)には1,641人へと811人減少することが予測されます。これに伴い、市立施設がカバーすべき分担量は、10年後(2030)に約620人、20年後(2040)には約540人となると見込まれます。

表 市立就学前教育・保育施設将来ニーズ量推計

		2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
就学前の 子どもの数	0歳児	380	327	314	291	262
	1歳児	350	330	309	288	265
	2歳児	423	335	314	293	271
	3歳児	438	340	315	299	275
	4歳児	432	344	320	302	280
	5歳児	429	312	324	311	288
	合計	2,452	1,988	1,896	1,784	1,641
就学前教育 ・保育施設 ニーズ量	0歳児	189	171	164	152	137
	1歳児	187	185	173	161	149
	2歳児	239	199	186	174	161
	3歳児	414	337	313	297	273
	4歳児	408	341	318	300	278
	5歳児	405	310	321	309	286
	合計	1,842	1,543	1,475	1,392	1,283
市立施設 分担目標量	0歳児	40	56	54	50	45
	1歳児	60	64	60	56	52
	2歳児	123	76	71	66	61
	3歳児	149	154	143	136	125
	4歳児	204	154	143	135	125
	5歳児	208	144	150	144	133
	合計	784	648	621	587	541

※単位：人（四捨五入のため内訳と合計は一致しない）

※推計方法

- ・子どもの数は、2020年は住基人口の実数、2025年以降の推計はH30基本方針での推計値
- ・保育所・幼稚園ニーズ量は、現状利用者数と待機児童数から全子どもの数に対する通園ニーズの比率を算出し、将来値はこれに安全率を考慮
- ・市立施設分担目標は、現状の市立施設と私立施設の子どもの数の比率が将来も維持されると想定

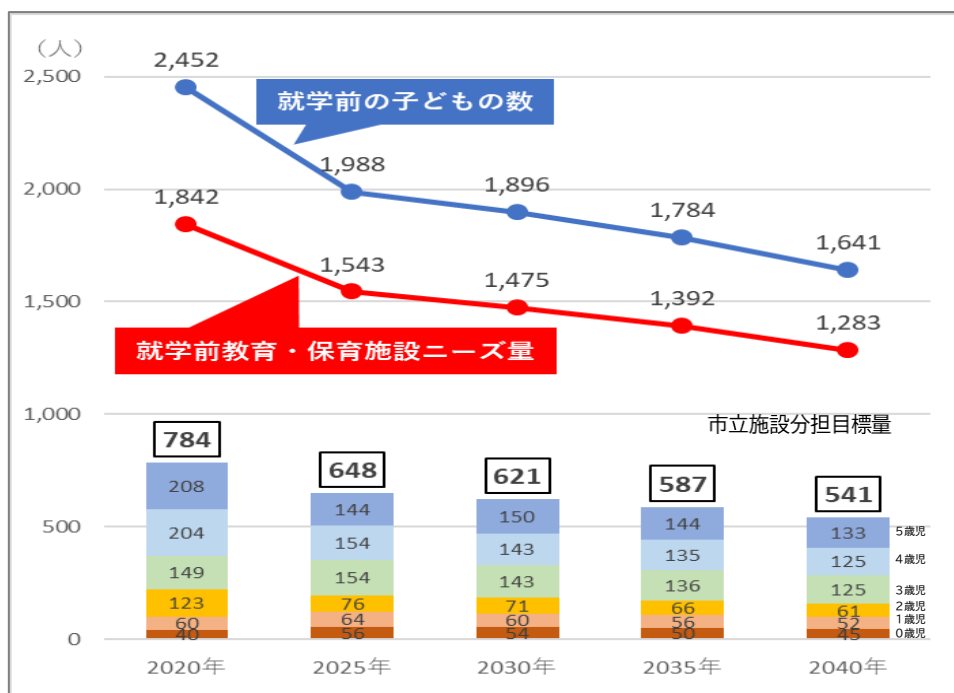


図 市立就学前教育・保育施設将来ニーズ量推計

(3) 市立保育所・幼稚園施設の現状

既存の市立9施設の延床面積は、最大は2,161㎡(第1保育所)、最小は694㎡(安倍幼稚園)と施設によって差が大きくなっています。建築年は昭和40年代、50年代のものが中心で、築40年を超える施設が6施設となっています。

表 市立就学前教育・保育施設の面積、建築年等

分類	施設名	定員	構造	延床面積 敷地面積	建築年 経過年数
保育所	第1保育所	230人	RC造・2階建	2,161㎡ 2,645㎡	昭和50年 46年
	第2保育所	200人	RC造・2階建	1,641㎡ 4,408㎡	昭和59年 37年
	第3保育所	130人	RC造・2階建 一部S造・1階建	2,064㎡ 3,068㎡	昭和54年 42年
	第5保育所	130人	S造・2階建 S造・1階建	1,329㎡ 3,246㎡	昭和50年 46年
幼稚園	三輪幼稚園	95人	RC造・4階建 (2階部分のみ利用)	943㎡ 2,686㎡	平成17年 16年
	桜井西幼稚園	75人	S造・1階建	765㎡ 2,835㎡	昭和46年 50年
	桜井南幼稚園	190人	S造・1階建	748㎡ 4,744㎡	昭和47年 49年
	安倍幼稚園	70人	S造・1階建	694㎡ 2,350㎡	昭和48年 48年
	織田纏向幼稚園	95人	S造・1階建	763㎡ 5,364㎡	平成9年 24年

3. 桜井市の市立施設整備計画

(1) 計画策定の基本的な考え方

基本方針、また市の施政方針を踏まえ、以下の考え方に基づき基本計画を策定します。

○施設の形態（基本方針より）

保育所、幼稚園から認定こども園へ転換する。

○施設の規模（基本方針より）

各施設において、歳児別に複数クラスを確保できる規模とする。

○認定こども園の数（基本方針より）

2040年度までに2～3施設の認定こども園の整備を目指す。

○施設用地

既存の市有地・施設等公共用地の活用を基本とし、新たな施設用地の取得や民間施設の借上げは想定しない。

○整備において重視する事項

整備にあたっては子どもの教育・保育の質を高めることを第一とするとともに、財政面の効果が高いものを目指す。

(2) 認定こども園の配置・整備

新たに整備する認定こども園の施設数、規模、配置位置は以下のとおりです。

① 施設数

就学前施設整備の第一段階として、認定こども園を2施設整備する。

保育所、幼稚園から認定こども園への転換を目指しますが、子どもをとりまく短期的な課題が大きい一方で、全ての施設を同時期に整備するのは施設運営体制や財政面からも困難が伴うことから、段階的な完成を目指すこととします。その第一段階として認定こども園を2施設整備し、これと既存施設との連携で就学前教育・保育環境を整えます。

将来的にさらに子どもの数が減少すると予想されていますが、一方で、社会変化に応じて子育てニーズがさらに高まる可能性もあり、将来動向は不確実です。そのため、3施設目については、第一段階の2施設が完成した後に、子どもの数の推移、社会情勢変化、新施設の利用状況、私立施設の動向、小中学校の統廃合状況等を踏まえて、その必要性や規模、位置、また既存園の利活用等を検討します。

② 施設の規模

第一段階の2施設の規模は、定員300人規模を想定する。

保育所と幼稚園を一体化し認定こども園とすることで、従来は複数施設へ通所・通園していた子どもを1つの施設で受け入れることとなります。また、基本方針に示されているとおり、各学年を複数クラス化することなどにも対応できる規模を備えておく必要があります。

そのため、新たな2施設は、上記の条件を踏まえるとともに、今後の利用動向変化を柔軟に受け入れられる余裕を持たせて、定員300人規模を想定します。

(参考) 適正な施設規模の検討

○定員規模に関する基準

- ・認定こども園の認定について、奈良県条例では規模的要件は設定されていない。(奈良県認定こども園の認定の基準に関する条例、奈良県認定子ども園の認定の要件に関する条例)

○基本方針から想定される定員

- ・基本方針に示された、歳児別クラス定員、歳児別複数クラスの設定からは、少なくとも132人～180人程度の定員規模の施設が必要となる。
- ・市内全体で2～3施設の認定こども園に集約することから、余裕をもって子どもを受け入れるために一定の大規模化が必要となる。

表 基本方針に基づく最小定員数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児	合計
クラス適正人数	9～12	10～15	12～18	15～20	20～25	
最小クラス数	2	2	2	2	2	10
最小歳児別定員	18～24	20～30	24～36	30～40	40～50	132～180

○他自治体事例にみる施設規模

- ・他地域の認定こども園の事例をみると、自治体によりバラツキが大きいですが、200人規模は多数みられ、300人以上の施設も複数ある。

表 (参考) 定員別認定こども園数の事例

	定員別施設数 (施設)					最大定員 (人)	
	総数	～199人	200～299人	300～399人	400人～		
奈良県	71	53	14	4	0	331	
三重県	55	41	11	3	0	357	
熊本県	148	123	19	4	2	405	
大阪府	東大阪市	42	32	6	2	2	810
	岸和田市	21	21	0	0	0	
	泉大津市	10	6	3	0	1	400
兵庫県	神戸市	186	150	16	13	7	630
	伊丹市	5	3	1	0	1	638

※資料：各県・市ホームページ (令和2年2月現在)

③ 施設の配置

第一段階の2施設の位置は、旧学校給食センター跡地、県営住宅桜井団地余剰地を候補地とする。

新たな認定こども園の敷地は、子どもに対する質の高い教育・保育が可能な規模を有するとともに、子どもと保護者の通園の利便性を満たしていることが必要です。加えて、新たな民間用地の取得や過大な造成経費を要する土地の利用は、財政面から課題が大きいといえます。

そのため、利用が可能な公共用地の中から、上記の条件を考慮して旧学校給食センター跡地並びに県営住宅桜井団地余剰地を選定し、立地用地の候補とします。

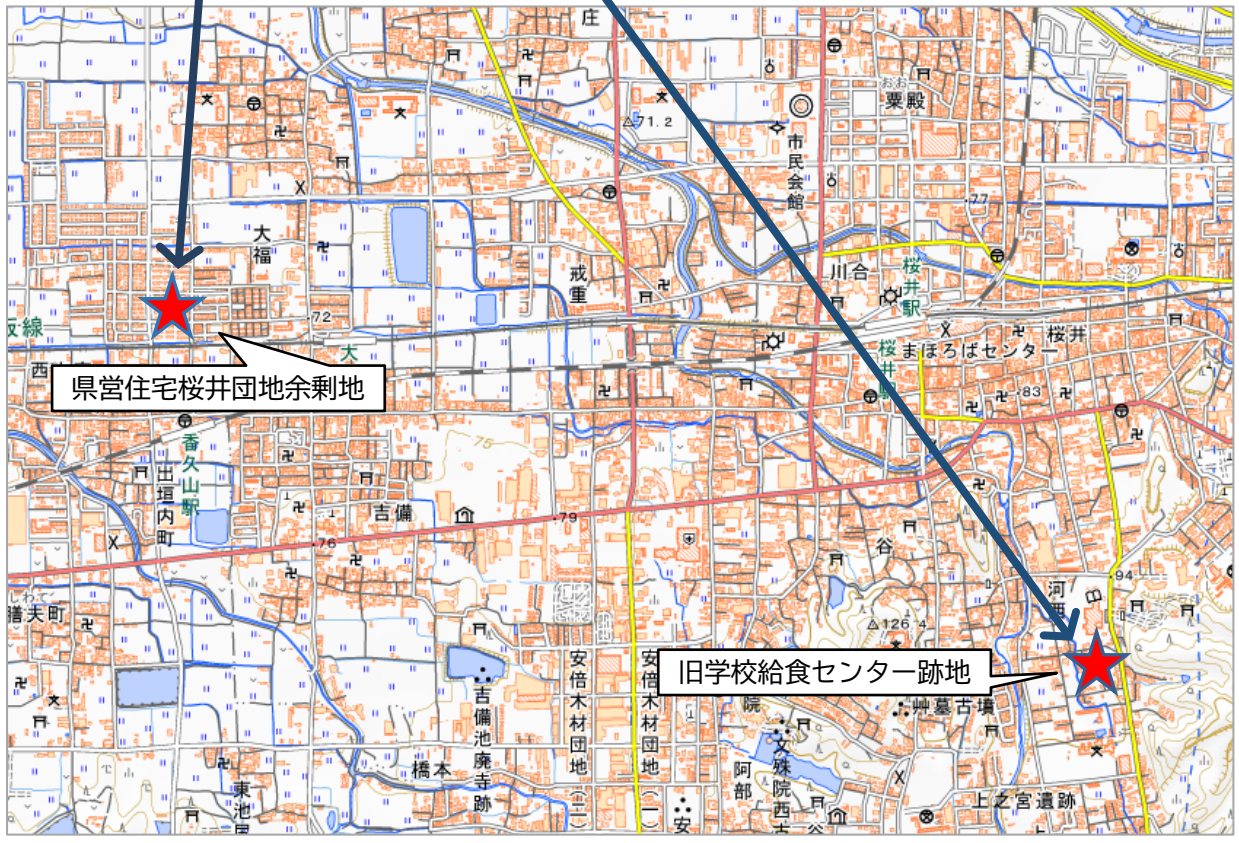
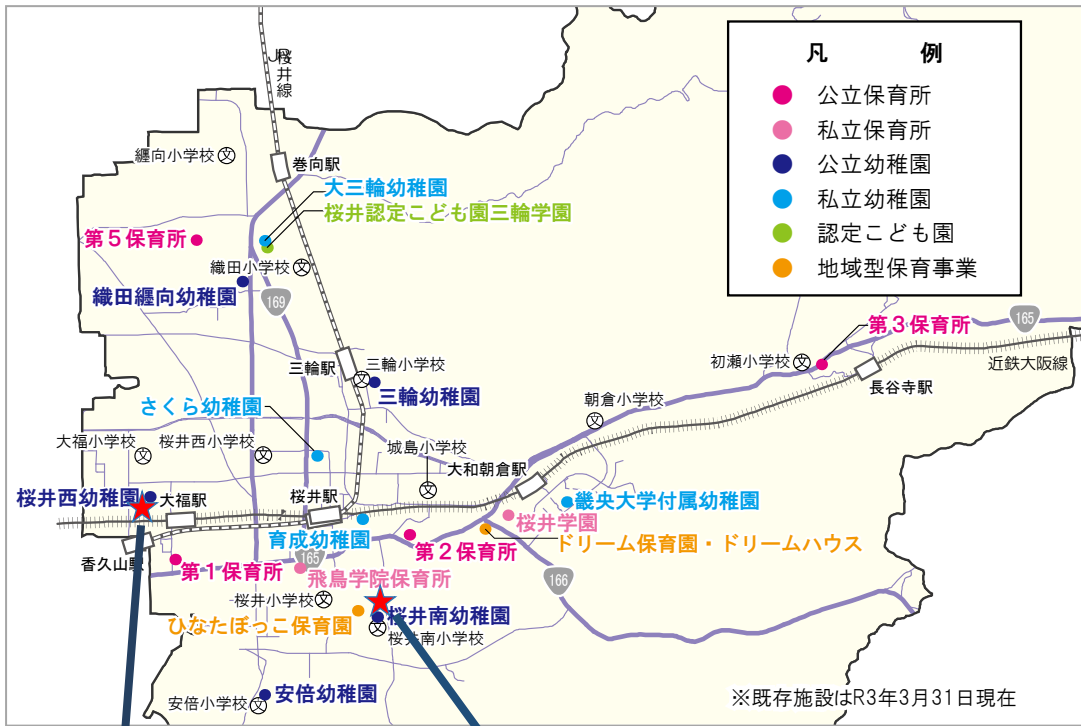
④ 既存施設の閉園

第一段階の2施設開園に伴い、当該施設近隣に立地する第1保育所、桜井西幼稚園、第2保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園する。

新たな認定こども園へは市内全域からの通園が可能です。まずは周辺の既存保育所、幼稚園へ通園していた子どもを優先的に受け入れ、新たな認定こども園を開園します。

これに伴い、近隣に立地する既存施設のうち、第1保育所、桜井西幼稚園、第2保育所、桜井南幼稚園、安倍幼稚園を閉園することとします。これ以外の既存施設については当面存続させ、子どもの数の動向や認定こども園2施設の利用状況等を見計らいながら対応を検討していきます。

(参考) 認定こども園候補地の位置



(3) 施設整備スケジュール

施設整備を以下のスケジュールで進めることとします。

第一段階の2施設については、中期計画（10年後目標）において令和12年度（2030）までの開園を目指し、その結果を踏まえて第二段階を検討する。

本基本計画の目標年度は20年後の2040年度としています。その計画期間を10年ごとに中期と長期に分け、優先度に対応して取組を進めます。

第一段階は、中期計画（10年後目標）において、令和12年度までに認定こども園2施設を開園することを目指します。また、中期計画内で可能な限り前倒しができるよう努めます。

第二段階の長期計画（20年後目標）については、中期計画の実施後において、適切な検討を行います。

2020年	2030年	2040年
整備段階	中期計画期間	長期計画期間
<p><第一段階> 認定こども園2施設の整備</p>	<p>施設計画・設計・建設 運営体制・方法検討</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; color: white;">開 園</p>	<p>認定こども園の運用</p>
<p><第二段階> その他施設の整備</p>		<p>子どもの数や第一段階施設の動向を踏まえ、新たな整備に向けて検討、実施</p>

(4) 整備に伴う関連事項

効果的に施設整備を行うために、あわせて以下の事項を検討し、具体化します。

① 広域通園への対応

施設定員の増加と通学区域拡大に伴う自家用車での送迎に対応するため、十分な規模の送迎用スペース等を確保するとともに、公共的交通サービスの充実を検討する。

既存の保育所、幼稚園を集約して認定こども園とすることで施設単位の園児の定員が増え、園児の送迎の車両数も増大することが想定されます。

そのため、これら車両に対応した十分な規模と安全性に配慮した駐車場や停車場等を整備します。

また、集約化によって通園児の居住圏域が拡大することが予想され、自家用車や自転車による自力での通園が困難な家庭が増える可能性があります。そのため、公共的な交通サービスでの通園手段の確保として、コミュニティバスとの連携や通園バスの運行等を検討します。

② 既存施設の安全確保

当面存続させる施設、並びに新施設整備に伴い閉園される既存施設について、安全確保のための整備を続ける。

本基本計画では、中期計画、長期計画に基づき、それぞれの目標年度を目指して新たな施設を整備することとしていますが、整備が完了するまでの間も、日々の教育・保育活動において子どもの安全を確保していくことが最優先であることは言うまでもありません。

中期計画で集約対象とせず当面は存続させる既存施設については、長期計画での検討を見据えた施設の安全整備を続けます。

中期計画で整備される認定こども園に集約され閉園となる既存施設についても、閉園までの期間の安全性確保は重要であり、必要な整備を続けます。

③ 教育・保育の質の確保

新施設に対応した保育教諭（保育士・教員）の確保と資質向上、カリキュラムや園運営の方法等について、施設整備の早い段階から保育所と幼稚園が連携して検討を進める。

認定こども園の整備により、保育所と幼稚園というこれまで異なる役割と機能を持った施設が一体化されることとなります。両施設のスムーズな一体化を図り教育・保育の質を維持するだけでなく、施設を一体化することでさらなる効果を発揮できるよう、教育・保育、施設運営の方法を整えていく必要があります。

そのため、新たな施設の構成に対応した保育教諭（保育士・教員）の十分な数の確保と適正配

置、資質向上に努めるとともに、認定こども園のカリキュラムや行事、園運営の方法等について、施設整備の早い段階から保育所と幼稚園が連携して検討を進めていきます。

④ 財政負担の軽減

市立施設の役割を踏まえつつ、市の財政負担の軽減を図るため、様々な運営方法等の可能性を探る。

本基本計画は、市立施設の整備について定めています。施設の運営には施設の整備と運営の両面で多額の経費が必要であり、市財政を健全に維持していくためには、教育・保育の質を十分に確保したうえで、効率的な整備・運営を図る必要があります。

そのため、市立施設の役割を踏まえながら、民営化（民設民営）や民間委託（公設民営）等の民間活用について、その効果と課題等を十分に検討し、可能性を探っていきます。

(5) 計画の具体化に向けて

本基本計画に基づき整備を進める上で、以下の点に留意して具体化を図ります。

① 安全とゆとりの確保

敷地範囲や建物の配置・形状の検討に際しては、子どもの安全性の確保を最優先するとともに、ゆとりのある教育・保育環境や魅力的な施設の実現等を視野に入れて設計を行う。

本基本計画を踏まえて認定こども園の施設設計を行う際には、敷地の範囲や建物の配置・形状等の検討において「安全」と「ゆとり」を重視していきます。

子どもの「安全」はすべての要素に最優先されるものであり、周辺環境との関わりも含めた自然災害や交通事故、また子どもが園で送る生活の各場面で想定される危険性を最大限に抑制することを重視します。

「ゆとり」ある空間づくりは、まちの宝である子どもを健やかにのびやかに育てるための施設にとっての重要な要素です。保育室や園庭の規模や機能は、設置基準の確保だけでなく可能な範囲で余裕を持たせたものとしします。また、地域の子育ての中核施設として、シンボル性の発揮や周辺景観との調和に考慮した魅力的なデザインを行うこと等も検討していきます。

② 関係主体とともに推進

具体的な施設の検討に際しては、地域住民、園関係者等の関係主体の意見を十分に聴きながら、協議・調整を行い、理解と協力の下で整備を進める。

認定こども園施設の設計にあたっては、完成した施設での教育・保育を行う保育所、幼稚園の関係者、施設で生活しサービス提供を受ける子どもの保護者といった、直接施設利用に関わる主体の意見やニーズを設計の各段階において把握し、適切に反映させます。

また、施設が今後長期に渡って地域に存在することで、様々な関わりや影響が生じることが想定される地域の自治会等の意見も同様に聴き、活かしていきます。